

○島根県市町村職員共済組合被扶養者認定基準

昭和61年10月15日

制定

(目的)

第1条 この基準は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。)に規定する被扶養者の認定に関する事項を定めることを目的とする。

(被扶養者の範囲)

第2条 島根県市町村職員共済組合(以下「組合」という。)は、次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持する者を被扶養者とする。

(1) 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(一部改正28.10.1)

(2) 組合員と同一世帯に属する3親等内の親族(別表第1に掲げる3親等内の血族及び姻族をいう。)で前号に掲げる者以外のもの

(3) 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一世帯に属するもの

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、これを被扶養者としな

(1) 共済組合(法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うもののすべてをいう。)の組合員、健康保険及び船員保険の被保険者である者又はこれらの者の被扶養者並びに後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条の規定による被保険者をいう。)

(一部改正28.10.1)

(2) その者について当該組合員以外の者が、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条第1項の規定に相当する給与条例等(以下「給与条例等」という。)の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者

(3) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者

(4) 年額130万円以上の所得がある者(国民年金法(昭和34年法律第141号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合又は60歳以上の者である場合にあつては、年額180万円以上の所得がある者)

(一部改正62.5.11,000,000円、元.5.11,100,000円、1,610,000円、4.1.11,200,000円、4.4.27,700,000円、5.3.29,300,000円、1,800,000円、28.10.1、5.3.8)

(5) 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「法施行規程」という。)第2条の2第1項に規定する者

(本号追加2.2.10)

(6) 日本国内に住所を有しない者(ただし、外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として法施行規程第2条の2第2項に規定するものを除く。)

(本号追加2.2.10)

(被扶養者の申告)

第3条 次の各号の一に該当する場合には、組合員は遅滞なく、法施行規程第94条に規定する被扶養者申告書(以下「申告書」という。)を所属所長を経て組合に提出しなければならない。

(一部改正2.2.10)

- (1) 組合員となった者に被扶養者の要件を備える者があるとき。
- (2) 組合員に新たに被扶養者の要件を備える者が生じたとき。
- (3) 被扶養者がその要件を欠くに至ったとき。

2 所属所長は、組合員から申告書の提出を受けたときは、記載事項を確認の上、受付日印を押し組合に送付する。

(申告の手続)

第4条 申告書には、被扶養者の要件を確認する資料として、その者に対応する別表第

2に掲げる書類（前条第1項第3号に該当するときは、それを証するに足る書類）を添付しなければならない。ただし、組合は、組合員から当該書類のほか、扶養の実態を確認するため必要な書類の提出を求めることができる。

（一部改正18.10.1）

2 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定する書類を省略することができる。

（一部改正2.2.10）

(1) 申告書に扶養手当が支給されている旨、給与事務担当者の証明があるとき 別表第2に掲げる書類（住民票を除く。）

（本号追加2.2.10）

(2) 組合が認めたとき 前項に規定する書類のうち組合が認める書類

（本号追加2.2.10）

3 島根県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年規程第1号）第11条の規定は、第1項に規定する書類の提出について準用する。

（被扶養者の認定及びその効果等）

第5条 組合は、申告書の提出があったときは、速やかにこれを審査して、その適否を決定し、組合員被扶養者証に必要な事項を印字の上、所属所長を経て組合員に交付する。

（一部改正18.10.1）

2 審査の結果、被扶養者として認定できないときは、その理由を付して所属所長を経て組合員に通知する。

3 被扶養者の認定の効果は、組合員の資格取得の日又は被扶養者の要件を備えるに至った日からとする。ただし、申告書の提出が組合員の資格取得の日又は被扶養者の要件を備えるに至った日から30日以内になされないときは、所属所長がこれを受理した日（第3条第2項に規定する受付日）からとする。

4 被扶養者の資格は、被扶養者の要件を欠くに至った日に消滅する。

（認定の区分）

第6条 被扶養者の認定は、次の区分によるものとする。

(1) 普通認定 給与条例等の規定による扶養手当の支給を受けている者

(2) 学生認定 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校若しくは各種学校又はこれに準ずる学校等に在学する者（定時制課程、通信制課程、夜間課程の学生及び通信による教育を受けている学生を除く。）で、前号に掲げる者以外のもの

(3) 特別認定 第1号及び第2号に掲げる者以外のもの
(認定の更新及び資格調査)

第7条 被扶養者の認定の更新は、法施行規程第97条第1項に規定する組合員証の検認又は更新の際に行うものとする。

2 検認又は更新の行われぬ年においては、認定区分が学生認定及び特別認定である被扶養者について、必要に応じその資格を調査する。

3 被扶養者として認定を受けていた者が、次の各号の一に該当した日以後も引き続き認定を受けようとする場合には、第1項の規定にかかわらず、第4条及び第5条の規定による取扱いに準じ、認定の更新を受けなければならない。

(1) 被扶養者として認定を受けていた事由に異動があった日

(2) 前条第1号の区分により認定を受けていた者が扶養手当の受給要件を欠いた日

(本項全部改正5. 8. 27)

(その他必要な事項)

第8条 この基準に定めるもののほか、認定等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この基準は、昭和61年11月1日から施行する。

2 昭和40年11月1日制定の被扶養者認定基準は、廃止する。

附 則（昭和62年5月18日）

この変更は、公告の日から施行し、昭和62年5月1日から適用する。

附 則（平成元年4月28日）

この変更は、平成元年5月1日から施行する。

附 則（平成3年12月25日）

この変更は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成4年4月27日）

この変更は、公告の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年3月29日）

この変更は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年8月27日）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成18年10月24日）

この変更は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成28年11月9日）

この変更は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和2年2月10日）

この変更は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月29日）

この変更は、令和3年7月1日から施行する。

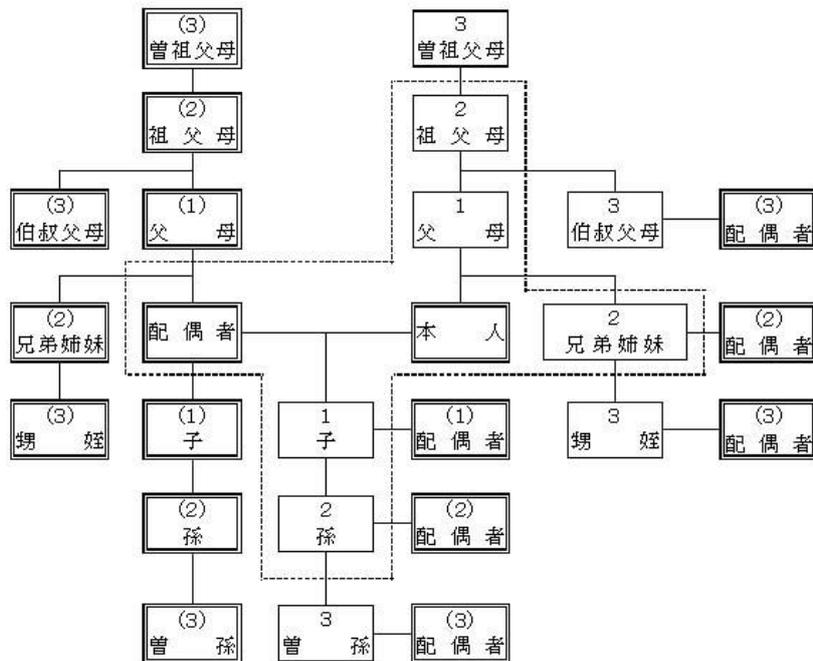
附 則（令和5年3月8日）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

（全部改正28. 10. 1）

3親等内親族の範囲



- (注) 1 は血族を表し、 は姻族を表します。
 2 点線外の被扶養者は、同一世帯に属することが条件となります。
 3 1 2 3の記号は血族の親等を示し、(1)(2)(3)の記号は姻族の親等を示します。

別表第2

(一部改正28.10.1、2.2.10、3.6.29)

区分		添付書類	扶養に関する申立書(様式第1号)	所得等証明書又は給与月額証明書	扶養控除証明書(様式第3号)	住民票	診断書又は身体障害者手帳の写	在学証明書
配偶者			○	○	○	○		
18歳未満の者	子		○		○	○		
	孫・兄弟姉妹		○		○	○		
18歳以上の学生	子		○		○	○		○
	孫・兄弟姉妹		○		○	○		○
	上記以外		○		○	○		○

	の3親等内 の親族						
父母及び祖父母		○	○	○	○		
重度心身 障害者又 は長期療 養者	子・孫 兄弟姉妹	○	○	○	○	○	
	上記以外 の3親等内 の親族	○	○	○	○	○	
上記以外の3親等内の 親族		○	○	○	○		

(注)

- 1 扶養控除証明書は、所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者について添付してください。
- 2 給与月額証明書は、就職（パートタイマー等）している者について添付してください。

扶養に関する申立書

組合員証 記号番号	組合員氏名 (配偶者：有・無)
認定対象者 扶養の認定(継続) を受けようとする者	氏名 配偶者の有無 有 無(死別・離別・未婚)
① 認定を必要とする事情の内容 扶養の事実及び扶養しなければいけない事情について、具体的に申立してください。 なお、被扶養者の過去1年間の収入状況及び今後の収入見込みも記入してください。	

② 組合員と認定対象者が「別居」の場合は、必ず下記に記入してください。

援助額 月額 円
「いつ」「誰(組合員)から」「誰(被扶養者)へ」「いくら」の送金があったかが記載されている書類

組合員または認定対象者の通帳(口座名義人がわかるところを含む)、銀行の振込依頼書、ATMの利用明細書等(アパート等賃貸契約に関する月々の費用を援助額として提出する場合は、誰が居住するアパート等であるか確認ができる書類も必要)送金が証明できる書類の写しを添付してください。

③ 家族状況
(認定対象者に対する扶養義務者(配偶者・父母・祖父母・子・兄弟姉妹)全員を記入してください。)

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	同居・別居の区分	今後1年間の収入見込
組合員	本人			公務員		円
		年 月 日			同・別	円
		年 月 日			同・別	円
		年 月 日			同・別	円
		年 月 日			同・別	円
		年 月 日			同・別	円
		年 月 日			同・別	円
		年 月 日			同・別	円
		年 月 日			同・別	円

認定対象者が子等で、組合員と夫婦共同扶養する配偶者が国民健康保険の被保険者である場合は、直近の年間所得見込んだ年間収入を「今後1年間の収入見込」欄に記入してください。

この申立につきまして、事実と相違ありません。

年 月 日 (記入日)

組合員氏名 _____ (自署)

様式第3号

扶 養 控 除 証 明 書

組合員証 記号番号		組	所属所名	
		合	住 所	
		員	氏 名	
扶 養 親 族				
氏 名		組合員との続柄	生 年 月 日	備 考
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
上記の者は、 年分源泉徴収で扶養控除を受けていることを証明する。 年 月 日 所属所長名				

(注)この証明書に記入する扶養親族は、所得税法により当該年分の扶養控除の申告を行い、認定を受けようとする日において引き続き扶養控除を受けるべき対象となっている者を記入してください。

様式第1号

(全部改正3.6.29、5.3.8)

様式第2号 削除

(3.6.29)

様式第3号

(全部改正3.6.29)